

「日南市ブランドメッセージロゴマーク」使用規程

令和4年2月21日

日南市総合政策部

（目的）

第1条 この規程は、「日南市ブランドメッセージロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークに関する権限）

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、日南市に属する。

（使用の基準等）

第3条 ロゴマークを使用する者は、本規程及び別添「日南市ブランドメッセージロゴマーク使用ガイドライン」を遵守しなければならない。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- （1） 日南市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （2） 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （3） 第三者の利益を害すると認められる場合
- （4） 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- （5） ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （6） その他市長が不適当と認めた場合

（使用の停止等）

第4条 市長は、第3条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

（経費等の負担）

第5条 日南市は、ロゴマークを使用した者に対し、その使用に係る経費または役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第6条 日南市は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（事務）

第7条 この規程に関する事務は、日南市総合政策部総合戦略課が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年2月21日から施行する。